

令和 3 年度 第 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 3 年 4 月 1 6 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和3年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室
2. 開 会 日 時 令和3年4月16日(金) 午後2時05分
3. 閉 会 日 時 令和3年4月16日(金) 午後2時54分

4. 出席農業委員(19名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	16番	北上稔君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 会議に付した案件

- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 令和2年度十和田市農業委員会事業報告について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第6号 農地等の現況について(地方独立行政法人 青森県産業技術センター)
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第2号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第3号 十和田市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7. 議事録署名委員

2番 中野雄一郎君 18番 山崎誠一君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	東浩治
事務局主査	佐々木徳幸	事務局主査	志田舞

9. 書 記

事務局主査 東浩治

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年4月7日に告示招集いたしました、令和3年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。2番 中野 雄一郎 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件です。2ページをお願いいたします。十和田市農業委員会事務局職員の令和3年3月31日付及び令和3年4月1日付人事異動を令和3年3月29日付で専決処分しております。3月31日付で事務局長 今泉 卓也 が定年退職となりました。令和3年3月31日付で出向となる職員は、事務局振興係長 根岸 優一 がこども支援課こども保育係長へ、事務局主査 鳥屋部 幸子 が収納課納税管理係長へ、事務局主査 中野 渡 礼央 が生活福祉課生活保護2係長へ、事務局主査 吉田 武範 が管理課管理係長へそれぞれ異動となりました。次に、令和3年4月1日付で出向により任命となる職員は中央病院事務局業務課長補佐の 横岡 聖一 が事務局長に、農林畜産課水田政策係長の 苫米地 慶 が事務局振興係長に、税務課

主査の 佐々木 徳幸 が事務局主査に、収納課主査の 志田 舞 が事務局主査に、議会事務局主査の 村中 健大 が事務局主査となりました。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第2号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）3ページをお願いします。報告第2号、令和2年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件です。主なものを抜粋してご説明いたします。4ページです。

1. 農業委員会の概要についてですが、（1）農業委員は定数19人に対し定数どおり19人が在職、農地利用最適化推進委員については、定数14人に対しこちらも定数どおり14人在職しております。いずれも、令和2年7月20日に改選しております。（2）事務局職員は、定数12人に対し9人となっております。（3）会議につきましては、総会、全員協議会など合計40回開催しています。5ページです。

2. 農地対策事業についてです。議案書の面積の単位は、平方メートルで集計したものを示しておりますが、ヘクタール単位でご説明させていただきます。（1）権利の移転、設定、転用関係です。表①農地法第3条による権利の移転、設定は、合計219件144.5ヘクタールとなり、昨年度より件数で6件の減、面積で1.5ヘクタールの減となっております。表②農業経営基盤強化促進法による権利の移転、設定は、合計36件29.5ヘクタールで、昨年度と比較し件数は同数、面積は7ヘクタールの増となっております。表③農地中間管理事業による権利の設定は、126件91ヘクタールとなっております、昨年度と比較し件数は同数、面積は41.1ヘクタールの減となっております。6ページです。表④農地法4条・5条による転用の意見送付は、合計78件10.3ヘクタールとなっております。次に、（2）登記関係は29件22.1ヘクタールでした。7ページです。（3）農用地利用調整会議は9回開催し、調整件数は、30件22.3ヘクタールとなっております。（4）諸証明、意見書交付関係です。表の①から8ページにかけて、表⑦までの各種証明書、意見書の件数についてはご参照願います。8ページの表の⑧耕作放棄地に係る農地法第2条第1項についての判断について、非農地判断となったのは、35件14.4ヘクタールとなっております。表⑨特定農地貸付けに関する農地法等の特例は、市民農園に係るもの1件です。9ページです。（5）その他の①から③は記載のとおりです。④遊休農地実態調査については、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を毎年行うこととなっております、令和2年度

はパトロール月間を8月に設定し、8月から9月にかけて4日間実施しております。令和2年度末の遊休農地は、147筆約27.2ヘクタールとなっております。⑥農地流動化の促進に係る取り組み、農地のあっせんについてです。申込件数は累計で44件、このうち令和2年度にあっせんが成立した件数は18件でした。10ページです。続きまして、3. 農業振興対策事業への取り組み状況です。(1) 農地の利用集積や担い手の確保・育成と経営確立の支援のうち、⑤の農業後継者結婚対策につきましては、対策協議会や実行委員会は開催いたしましたが、例年2回程度開催しております交流会につきましては、新型コロナの影響により開催を見送っております。⑥農業者年金への加入推進につきましては、加入推進部長を中心に推進活動を行い、6名の新規加入となりました。目標の7名は達成できませんでしたが、新型コロナにより戸別訪問を控えたこと、JAでの加入が進まなかったことが影響したのではないかと考えております。11ページです。令和3年3月31日現在の農業者年金の加入状況は表のとおりとなっております。⑦家族経営協定の普及及び締結促進については、新規2組が締結しております。延べ締結農家数は166組、実締結農家数は132組となっています。(2) 地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開についてです。①の移動農業員会については、新型コロナの影響により開催はありませんでした。12ページです。(3) 情報提供・広報活動の強化につきましては、①「のうぎょうと農業委員会」を3回発行するとともに市のホームページを随時更新し、委員会活動の情報提供に努めております。②全国農業新聞の購読者数は、令和3年3月31日現在116名となっております。前年度比4名の減となっております。(4) 農政・研修活動の実施についてですが、農業・農政に関する勉強会につきましては、8月から3月まで7回開催しております。しかしながら、水稻作柄状況調査や研修活動等につきましては、新型コロナの影響により令和2年度は残念ながら軒並み開催中止となっております。以上で、令和2年度の事業報告を終わります。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。はい、9番。

委員（奥山博君）この度の人事異動に係る皆様、大歓迎申し上げます。よろしくお願いたします。その中にありまして、ただ今、局長のほうから報告がございましたけれども、4ページ(3)にあります会議の開催状況でございます。年度は令和2年の4月から令和3年の3月までということであれば、月数にすると12カ月というように感じております。その中において総会の回数が13回であるということがまず1点。総会に先立って議案検討会をやる訳ですが、その検討会に関しては12回、この相関関係をお知らせください。

事務局次長（菅原靖雄君）令和2年度の総会が13回なのは組織会がありまして、7月の通常の総会と委員が選出されて2回目の総会があったということで、7月に2回ということで13回となっております。議案検討会は通常の総会の議案を検討する

ものですので、月数と同じ12回となっております。以上です。

委員（奥山博君）はい、了解です。

議長（杉山秀明君）そのほかにございませんか。はい、15番。

委員（野崎さち子君）11ページの⑦なんですけれど、家族経営協定の普及及び締結促進とありますけれども、これは農業委員が推進することになっています。あの、農業委員は全員家族経営協定を結んでいるのでしょうか。今、婚活はコロナでできない状態なんですけれども、家族経営協定を結ばないと嫁はもらえないと思っています。家族の取り決めがないところに、やっぱり嫁さんは行きにくいんじゃないかなと思っています。農業委員が家族経営協定を結ばないでなるもののでしょうか。大体、農業委員は何人くらい締結しているのか知りたいです。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

(家族経営協定についての質問内容確認)

再開 午後2時21分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

事務局長（横岡聖一君）ただ今の質問にお答えします。今日現在この場に資料を持ち合わせてございませんのでご質問の、農業委員、推進委員皆様の締結状況につきまして事務局で調べまして、来月の総会でご報告したいと思えます。

議長（杉山秀明君）そのほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）13ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。14ページから15ページです。農地法によるものが8件12筆28,0

65平方メートルです。今後の意向は、2番と3番は農地法第3条で売買、5番は農地法第3条で贈与、4番と6番は賃借予定、1番と8番はあっせんの希望となっております。7番については、令和3年1月に契約したばかりの農地ですが、地番に誤りがあったとのことで今回解約を行い、正しい地番で改めて農地法第3条賃借権を設定する予定です。16ページです。農地中間管理事業によるものが1件2筆4,079平方メートルで、今後の意向は売買予定です。協力金の返還はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）17ページをお願いします。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は18ページから26ページです。今回は24件188筆373,480.64平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はございません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは、2番、4番、7番、10番の現況の一部は宅地です。12番の現況の一部は所在地不明、また20番の現況の一部は特殊雑種地となっております。なお、相続等を受けた農地が農地以外の用途となっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第5号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）27ページをお願いいたします。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。28ページです。今回の照会は、3件7筆4,277平方メートルで、

現地調査は4月7日に実施し、法務局への回答は4月8日に行っております。1番は、タイヤ館十和田から東に約350メートルの地点です。申請地は、長期間公衆用道路として利用されていることから非農地と回答しております。2番は、ヤマト運輸十和田支店から南東に約200メートル先の地点です。①は通路、②から④は駐車場となっており、農地としては相当長期間利用されていないため非農地と回答しております。3番は、あけぼの学園から北に約1,100メートル先で、申請地は樹齢数十年経過したと思われる樹高15メートル以上の杉林となっています。20年以上、山林の状態が続いているため、農地としての利用は困難であることから非農地と回答しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第6号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）29ページをお願いします。報告第6号、農地等の現況について。地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。30ページから31ページです。今回の照会は1件30筆で、現地調査は4月7日に実施し、青森県産業技術センターへの回答は4月8日に行っております。現地は、いずれも旧青森県農林総合研究所藤坂稲作部の敷地です。30筆のうち7筆は宅地、1筆は公衆用道路となっており、この部分について農地法3条による許可の要否については不要と回答しております。その他につきましては、すべて要と回答しておりますが、②⑥から⑩⑭までについては、買受適格証明書の交付にあたり、農地への通路の確保が必要である旨を、併せて回答しております。また⑮⑲について、一部コンクリート敷設があるためこの部分のみ非農地とし、分筆したうえでの地目変更が必要と回答しております。今後の予定については、道路を挟んで敷地北側①から⑤までと南側⑥から⑩までに分けて、それぞれ一括で公売の予定と伺っています。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、

小田班長、稲田委員、柿本委員の3名です。令和5年4月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時31分

（ _____委員 退席 ）

再開 午後2時31分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）32ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、33ページから38ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。10番 小田 正喜 委員をお願いします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条申請は合計27件、このうち所有権移転14件、賃借権設定13件となっています。まず、所有権移転ですが、33ページの申請番号1番から34ページの申請番号12番までは、相手方要望による売買で、35ページの申請番号13番、14番はどちらも親から子へ贈与するものです。なお、33ページの申請番号4番ですが、申請時点で譲受人の住所が県外であったため申請書どおりの住所を記載していますが、現在は十和田市へ移転しています。また、34ページの申請番号11番ですが、譲渡人の相続者がすべて相続放棄したため、十和田市収納課において相続財産管理人を付け個別に売買を行うものです。次に、賃借権による権利の設定ですが、36ページの申請番号1番から38ページの申請番号13番は、労力不足によるものです。今回のすべての申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第1号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時35分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時35分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）39ページをお願いします。議案第2号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は40ページから41ページです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について、報告願います。8番 柿本 広一 委員、お願いします。

報告委員（柿本広一君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について、農用地の利用関係の調整結果を報告いたします。令和5年4月7日午後、小田委員、稲田委員と私の3名で、別館4階会議室1にて農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、40ページの申請番号1番から41ページ

の申請番号4番までの4件で、売買による所有権移転ですべて労力不足によるものです。なお、今回の所有権の移転を受ける者はすべて認定農業者です。また、すべての申請地は農業振興地域内の農用地区域内農地であり、それぞれの移転を受ける者が経営する農地の近くにあり農地の集約が図られるものと考えられます。以上、今回の所有権の移転については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件に該当すると判断されます。したがって、調整委員としては今回のあっせんについて適当と認めましたので、農用地利用調整会議の調整結果を農業委員会に提出しています。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）柿本委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第2号は要請することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時39分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時39分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）42ページをお願いします。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり

り十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。43ページから50ページです。賃借権の合計は15件56筆106,824平方メートルです。利用権の設定期間については、出し手から機構、機構から受け手をそれぞれ5年に設定するものが3番、4番、6番、11番、13番、15番です。出し手から機構、機構から受け手を、それぞれ10年に設定するものが1番、2番、5番、8番、9番、10番です。出し手から機構、機構から受け手をそれぞれ15年に設定するものが7番です。その他、12番については出し手から機構、機構から受け手がそれぞれ1年の設定となっております。これにつきましては、受け手が新規就農ということから出し手側が1年間の期間設定をしたものです。14番については出し手から機構が10年、機構から受け手への設定期間が5年となっております。51ページです。使用貸借は1件1筆4,422平方メートルです。出し手から機構への期間及び機構から受け手への期間はともに5年の設定となっております。今回、協力金の対象はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第3号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時42分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時43分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 52ページをお願いします。議案第4号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は53ページから54ページです。53ページにつきましては、平成14年に店舗付貸家建築で転用許可を受け盛土造成工事まで行いましたが、予定していた資金の確保が困難となり、計画が頓挫したまま今日に至っております。この度、その土地に別の承継者が貸家建築及び貸駐車場を整備することとして事業計画を変更するものです。54ページにつきましては、平成15年に普通住宅建築で転用許可済みでしたが、事業が困難となったため、その土地に別の承継者が普通住宅を建築することとして事業計画を変更するものです。この案件につきましては、いずれも今回5条申請もされております。以上です。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に、議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 55ページをお願いします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、56ページから57ページです。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。7番 稲田 優憲 委員、お願いいたします。

報告委員（稲田優憲君） 第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第5条の農地転用申請は、7件です。申請番号1番は、先ほどの議案第4号で事業計画変更の申請があった案件です。転用事由は、貸家3棟の建築及び貸駐車場整備

です。譲受人は、転用事業者から事業を承継し、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は、ヤマヨから東に約150メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号2番の転用事由は、11区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し、事業を行おうとするものです。場所は、スーパーシティアサヒから北西に約150メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号3番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、農地を売買で取得し、貸家住まいの解消を図るものです。場所は、南小学校仲よし会から南に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号4番の転用事由は、3区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は、北園幼稚園から北東に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号5番の転用事由は、3区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は、北園幼稚園から北東に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号6番は、先ほどの議案第4号で事業計画変更の申請があった案件です。転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、転用事業者から事業を承継し、農地を売買で取得して貸家住まいの解消を図るものです。なお、前の転用事業者が所有権移転をしていないため、譲渡人は前の転用事業者ではなく元々の土地所有者となっております。場所は、公立もくもつくから東に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号7番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、親から農地を贈与で取得し、貸家住まいの解消を図るものです。場所は、大深内中学校から南西に約500メートルです。農地区分は、第1種農地ですが、周辺に住宅が隣接していることから集落接続に該当し、不許可の例外となります。以上、現地確認及び聴取調査の結果、申請地は、農地転用の各要件を満たしておりますので、申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 稲田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。はい、14番。

委員（竹浦寿広君） 14番、竹浦です。6番の_____さんが前のこの土地をですね、_____さんから事業承継したということで、その方が転用していなかったということですか。転用していないで今新たに持ち主の福沢さんと転用契約したということですか。

農地係長（小笠原満君） ただ今のご質問にお答えします。今の事業をやろうとしている方が前の転用者から転用許可を受けているものを承継しまして、その方が本来、

所有権を移転しなければならないのですが、してなかったため農地法第5条での申請につきましては、所有権移転をされていないので、前の所有者の方から所有権移転をして農地法第5条申請をあげているという状況でございます。

委員（竹浦寿広君）所有権の移転をしていなかったということは、売買は成立していなかったということですか。

農地係長（小笠原満君）その辺はちょっとわかりませんが、売買は成立していなかったと思われま。

委員（竹浦寿広君）平成何年にやっているものなのか。

農地係長（小笠原満君）申請の許可があった年は54ページに書いてあるとおり平成15年です。

委員（竹浦寿広君）農業委員会で許可された後、所有権移転の契約等すると思うんですけども、結局その時の契約が全然なされてなかった、支払われてなかったということになるんですか。

農地係長（小笠原満君）そういうことになると思われま。

委員（竹浦寿広君）わかりました。

議長（杉山秀明君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めま。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めま。よって議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時54分 —————